



## 三井住友海上 リスクレポート 2007 年判例解説号 1 インターリスク総研 R M企画部に照会のあった中の代表的な話題からまとめました。

### 食品営業者を取り巻く賠償責任 (食中毒と製造物責任)

食中毒が発生し被害者が損害を被った場合、食品営業者はどのような責任を負うのでしょうか。

#### <食品と食中毒リスク>

食品は人間の生命の源泉であり、人間が生活し健康を維持するために摂ることを欠かすことができないものです。また、食品は直接体内に摂取されるため、他の製品に比べてもその安全性確保は特に重要です。食品を供給する者の責任の重さは、食品営業者自身がだれよりも深く認識しなければなりません。そして、食品の安全性の確保は、食品営業者の信用の基礎ともいえるべき最重要の課題であると言えます。一般に食中毒とは食中毒菌が汚染・増殖しているか、有害物質が混入したり存在している食品を食べることによって起こる健康障害のことです。食中毒は、一般的に、細菌性食中毒、化学性食中毒、自然毒食中毒、ウイルス性食中毒、の大きく4つに分類されます。人の口に入るものは食中毒の原因物質を運ぶ可能性をもっていること、そして実際に広い範囲にわたって食中毒が起きていることを認識し、食品安全性確保の重要性を確認すべきです。

#### <食中毒事故での食品営業者に関する判例>

製造物責任法施行以前に、食中毒事故に関わる食品の流通業者の責任について、各論点を検討し、流通業者に責任を認めた判決としては以下があります。

岐阜地裁大垣支部昭和48年12月27日判決  
(判例時報725号19頁)

卵豆腐を製造する食品製造業者 Y1 は自己の製品を中間卸売業者 Y2、Y3 に売却し、Y2、Y3 はこれを小売業者 Y4、Y5 に売却した。

甲女(18歳)は母親が Y4 から購入した卵豆腐を昼食で摂ったが、翌日、急性胃腸炎による心臓衰弱で死亡した。乙女(17歳)は下宿先の叔母が Y5 から購入した卵豆腐を夕食で摂ったが、翌々日、急性食中毒による急性心不全で死亡した。

甲女及び乙女が食した卵豆腐は Y1 が製造した際にサルモネラ菌が付着し、卸売業者の手を経て岐阜県下に販売された。本件で、大垣市を中心に岐阜県やその近隣府県で415名が食中毒に罹患し、そのうち2名が死亡した。甲女と乙女の両親は Y1 ~ Y5 に損害賠償を請求した。裁判所は Y1 ~ Y5 の責任をいずれも肯定し、連帯して責任を負うよう判示した。

本判決は、食中毒事故をめぐる製造業者、卸売業者、小売業者の責任を明確に判示しています。小売業者については、売買契約では基本的な給付義務を負っているだけでなく信義則上、これに付随する生命、身体の法益を害しないよう配慮すべき義務が

あると言及しています。卸売業者については、小売業者より製造業者に近い関係にあり、卵豆腐の安全性を確認しやすい立場にあったのだから小売業者より注意義務は重いと言及しています。

#### 製造物責任法の制定

アメリカでは、1963年にカリフォルニア州最高裁がグリーンマン事件で、製造物に関して厳格責任(いわゆる無過失責任)を負う判決を出しました。そしてこの厳格責任の法理がアメリカのほかの州にも広がって、欠陥のある製造物を流通においた点に責任の根拠を求め、最初の製造者はもちろん、中間の流通業者も、利用者や消費者に厳格責任を負うとされています。ヨーロッパでも1985年EC指令が出され、製造物責任法の立法化が相次ぎ、これが大きな契機となりわが国でも、1994年に不法行為法の特別法として製造物責任法が制定され、翌年から施行されました。製造物責任とは、安全性を欠く「欠陥製品」によって消費者の生命、身体、財産に損害を与えた場合に製造業者などが負うべき損害賠償責任です。製造物責任法施行前は、消費者が製造業者などに損害賠償を求める場合、民法の過失責任の原則に基づき、過失を立証することが必要でした。しかし、高度化・複雑化した生産品の安全性は事実上、製造業者などに依存しており、消費者が製造業者などの過失を立証することは非常に困難でした。消費者側の立証責任を軽減するため、製造物責任法が制定され、被害者は製品に欠陥があることを立証すればよいとされ、その負担が軽減されました。

製造物責任法施行以後に、食中毒事故で飲食業者の責任が認められた判決に以下があります。

東京地裁平成14年12月13日判決  
(判例時報1805号14頁)

割烹料理店で、イシガキダイの刺身を冷気で締めた料理であるアライやその兜などを塩焼きにした料理を食した原告らが食中毒になった。被告は料亭で、原告らその客8名はイシガキダイに含まれていたシガテラ毒素を原因とする食中毒に罹患し、下痢、嘔吐、発疹などの症状を呈した。そこで原告らは製造物責任などに基づき、料亭に損害賠償を求めた。裁判所は被告の責任を肯定した。

製造物責任法2条1項では製造物について、「製造又は加工された動産」と定められています。調理したことが加工に該当するかが争点となりましたが、本判決では食品の加工について、原材料に加熱、味付けなどを行ってこれに新しい属性ないし価値を付加したといえるほどに人の手が加えられていれば加工に該当するとし、イシガキダイの調理を加工と認め、料亭が製造物に該当すると判示しました。そして食品はその性質上、無条件な安全性が求められる製品であり、食品に食中毒の原因となる毒素が含まれていれば、その食品は通常有すべき安全性を欠いているとして被告の責任を肯定しました。